

西岡商工振興会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会を西岡商工振興会と称する。

(事 業 所)

第 2 条 この会の事務所を会長宅内に置く。

(目 的)

第 3 条 この会は相互扶助の精神に基づき会員の親睦と西岡商工振興会の自主的な活動を促進し、かつ西岡地区の発展に寄与する事を目的とする。

(地 区)

第 4 条 本会の地区は、西岡全域とする。

(事 業 年 度)

第 5 条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

(事 業)

第 6 条 この会は前条の目的を達成するために次の各号に挙げる事業を行う。

- 1) 西岡商工振興会の進行に関する事項
- 2) 共同施設の設置及び管理に関する事項
- 3) 催し物等に関する事項
- 4) 西岡商工振興会の共同宣伝に関する事項
- 5) レクリエーションに関する事項
- 6) その他目的達成に必要な事項

第 2 章 会 則

(会 員 の 資 格)

第 7 条 本会員は、西岡地区を中心として事業を営むものである事を要する。

(入 会)

- 第 8 条
- 1) 会員として入会をしようとするものは会長に申し出て役員会の承認を受けなければならない。
 - 2) 役員会は前項の規定により入会を承認した場合は総会においてその報告をしなければならない。

(会 費)

- 第 9 条 会員はこの会を運営するために、所定の会費を納付するものとする。
- 1) 年会費として、月会費は3ヶ月分以上の前納制とする。
 - 2) 特別会費
必要が生じた場合には総会の決議によりその額を決定し納付する。
 - 3) すでに納めた年会費、特別会費、寄付金等は一切返還しない。

(会員の資格喪失)

- 第 1 0 条 会員は次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。
- 1) 退会の申し出を受理されたとき
 - 2) 第7条に定める資格を喪失したとき
 - 3) 会員である個人が死亡または失跡宣言を受けたとき

(退 会)

第 1 1 条 会員を退会しようとするときは会長に届け出なければならない。

第 3 章 役員・顧問

(役 員)

第 1 2 条 この会は役員会として次の役員をおく。

- | | |
|------------|-----|
| 1) 会 長 | 1 名 |
| 2) 副 会 長 | 2 名 |
| 3) 事 務 局 長 | 1 名 |
| 4) 総 務 部 長 | 1 名 |
| 5) 会 計 部 長 | 1 名 |
| 6) 企 画 部 長 | 1 名 |
| 7) 事 業 部 長 | 1 名 |
- 2、 必要に応じて副部長及び委員会をおく事ができる。
- 3、 この会に、会計監査を 2 名おく。

(役 員 の 任 期)

第 1 3 条 この会の役員の任期は次のとおりとし、再任は妨げない。ただし欠員により補選された役員については、前任者の残任期間とする。

- | | |
|-------------|-----|
| 1) 役員及び会計監査 | 2 年 |
| 2) 各部の委員 | 1 年 |
- 3) 全項の任期満了後といえども、後任者が選任されるまでの間は、なおその責を負うものとする。

(役 員 の 選 任)

第 1 4 条 この会の役員は、次のとおり選任する。

- | |
|--------------------------------------|
| 1) 役員及び会計監査は、選考委員会の推薦に基づき総会において選出する。 |
| 2) 各部の委員は、役員会の推薦に基づき会長が委嘱する。 |
- ◎ 第 1 4 条 1 項の役員が任期半ばにして欠けた場合は、その補選についてやむ得ない場合は同号の定めにかかわらず役員会で候補者を選び役員会の議決を経てこれを選出する事ができる。ただし、この措置をとった場合は、次期総会において承認を求めるものとする。
- ◎ 役員は、会計監査を兼務してはならない。

(役員候補者の推薦)

第 15 条 総会において選出される役員については、先に選考委員会で候補者を選び、本人の内諾を得て総会に推薦する。

(役員の任務)

第 16 条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1) 会長は、会を代表し会務を統括する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長が会務を遂行できない事態が発生した場合は会長を代行する。
- 3) 事務局長は、当会の事務を統括する。
- 4) 部長は、特定の部を担当し部所管業務の円滑な推進にあたる。
- 5) 会計監査は、会計の監査にあたる。
- 6) 副部長及び各委員は部長を補佐し部所管業務の推進にあたる。

(顧問)

第 17 条 この会に顧問を置くことが出来る。

- 1) 顧問は役員会の決議により会長が委嘱する。
- 2) 顧問の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第 4 章 会 議

(会 議)

- 第 1 8 条
- 1) 総 会
 - 2) 役 員 会
 - 3) 各 部 委 員 会

(総 会 の 構 成)

- 第 1 9 条
- 1) 総会は会員ををもって構成する。
 - 2) 総会は定期総会および臨時総会とする。

(総 会 の 議 決 事 項)

- 第 2 0 条 総会は次の各号に挙げる事項を議決する。
- 1) 事業報告および事業計画案の承認
 - 2) 収支決算報告および収支予算案の承認
 - 3) 会費の決定に関する事
 - 4) 会費の賦課・徴収方法に関する事
 - 5) 役員の改選に関する事
 - 6) 会則・細則等の改正に関する事
 - 7) 総会または役員会で総会に付議する事に決定した事項
 - 8) その他この会の運営に関する重要事項

(総 会 の 招 集)

- 第 2 1 条
- 1) 定期総会は、原則として毎年4月とし、会長が招集する。
 - 2) 臨時総会は会長または会員の3分の1以上の賛成があれば招集することが出来る。
 - 3) 総会を招集するには原則として14日前に会長が招集する。
但し、緊急の場合はこの限りではない。

(総 会 の 議 決)

- 第 2 2 条
- 1) 総会は会員の半数以上（委任状を含む）が出席しなければ会議を開くことが出来ない。
 - 2) 総会の議決は出席した会員（委任状を含む）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決定による。

(総会の議長)

第 2 3 条 総会議長は、役員がこれにあたる。

(役員会の議決事項)

第 2 4 条 役員会は総会の議決した事項、その他この事務の執行に関する事項について議決する。

- 1) 総会に報告または付議すべき事項
- 2) 催し物の開催に関する事項
- 3) 重要な財産の管理に関する事項
- 4) 共同施設の管理に関する事項
- 5) 寄付金の受け入れに関する事項
- 6) 年会費の額の基準に関する事項
- 7) 新入会員の承認に関する事項
- 8) 委員会の設置及び廃止に関する事項
- 9) その他会運営に関する事項

(役員会の招集)

- 第 2 5 条
- 1) 役員会は必要に応じて会長が招集する。
 - 2) 役員会より会議を付議しようとする事項を示して役員会の招集の請求があったときは、会長は速やかに役員会を招集しなければならない。

(役員会の議決)

- 第 2 6 条
- 1) 役員会は役員の半数以上が出席しなければ会議を開く事は出来ない。
 - 2) 役員会の議決は出席した役員の 3 分の 2 以上で決する。

(役員会の議長)

第 2 7 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(各部委員会)

第 2 8 条 各部委員会は、担当部長が必要に応じて招集し、各部の事業の企画及び実施に関する事を決定する。

第 4 章 会 計 及 び 財 産 管 理

(経 費)

第 2 9 条 この会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2、 会費の額・賦課方法及び会計の細部については、別に定める。

3、 この会の運営にあたり特定の事業のため、あらたに費用の賦課、又は寄付を求める時は、その都度役員会の議題として定義しなければならない。

(会 計 年 度)

第 3 0 条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 5 章 附 則

(細 則 の 制 定)

第 2 9 条 この会の、運営・管理に必要な細則は別に定める。

(施 行)

第 3 0 条 この会則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
この会則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
この会則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。